

女性活躍推進法の施行状況について

平成30年6月12日
内閣府・厚生労働省

1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

2. 概要

- ・ **国**は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（H27.9.25閣議決定）、事業主行動計画策定指針（H27.11.20 告示）を定め、一般事業主に対する認定制度（えるぼし認定）、公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。
- ・ 一般事業主（民間事業者）、特定事業主（国・地方公共団体）は、女性の採用・管理職割合、残業時間の状況等を把握・分析して、数値目標を含む事業主行動計画の策定、公表及び女性の活躍状況に関する情報を公表（常時雇用者300人以下の民間事業主は努力義務）。
- ・ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に関する計画）の策定、公表（努力義務）。また、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)
附則第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性活躍推進法の施行状況について（国・地方公共団体）

1. 特定事業主行動計画の策定状況：国、都道府県、市町村の全てで策定済み。

2. 各府省等が特定事業主として情報公表している項目

- 特定事業主は、内閣府令で定める情報公表項目（以下の1～13）の中から、各事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものをおおむね1年に1回以上、公表する必要（義務）。
 なお、そのうち1～7は内閣府令で行動計画策定の際に把握することとされている項目。
- 「女性職員の採用割合」、「各役職段階の職員の女性割合」、「男女別の育児休業取得率」の3項目は全府省等が公表。
- 4府省庁（内閣官房、内閣府、消費者庁、厚生労働省）が、1～7の全ての項目について公表。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	女性職員の採用割合	各役職段階の職員の女性割合	男女別の育児休業取得率	男性職員の配偶者出産休暇等取得率	継続勤務年数又は離職率の男女差	超過勤務の状況（月平均時間）	管理職の女性割合	採用試験の受験者の女性割合	職員の女性割合	約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合	超過勤務の状況（月平均時間）（職員のままとりごと）	年次休暇等取得率	中途採用の男女別実績
内閣官房	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
内閣法制局	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-
人事院	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○
内閣府	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○
宮内庁	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-
公正取引委員会	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
警察庁	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
個人情報保護委員会	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
金融庁	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
消費者庁	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-
復興庁	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
総務省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
法務省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-
外務省	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○
財務省	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
国税庁	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
文部科学省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
農林水産省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
経済産業省	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-
国土交通省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
防衛省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-
環境省	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-
原子力規制委員会	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
会計検査院	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-

- : 行動計画策定の際に把握することとされている項目（内閣府令）
- : 各府省等が数値目標を設定し積極的に取り組むものとされている項目（基本方針）

- （備考）
- 各府省等が女性活躍推進法第17条に基づき公表した情報について、内閣府男女共同参画局にて集計。
 - 総務省に公害等調整委員会、消防庁を含む。法務省に公安審査委員会、公安調査庁を含む。文部科学省に文化庁を含む。農林水産省に林野庁、水産庁を含む。経済産業省に資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁を含む。国土交通省に観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁を含む。防衛省に防衛装備庁を含む。
 - 「採用試験の受験者の女性割合」は、一般職の国家公務員の採用試験については、人事院が一括して実施し、その結果を公表している。
 - 「超過勤務の状況」は、把握時には各月ごとに把握、情報公表時には一月当たりの平均を公表することとなっている。

1. 都道府県、市町村における推進計画の策定状況

- ・女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定するよう努める必要（努力義務）

【推進計画の策定率】（平成30年3月末現在）

	都道府県	市区	町村
策定済み	47	510	196
未策定	0	304	731
策定率	100%	62.7%	21.1%

2. 公共調達における受注機会の増大の取組状況

・女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」に基づき、国の調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価。

- 国の全26機関のうち、20機関が全面実施（平成30年度）。
- 各府省庁等の平成28年度（取組開始初年度）の取組状況は、次のとおり。
 件数 約8,500件（取組対象となる調達全体の約20%）
 金額 約6,200億円（取組対象となる調達全体の約15%）
- 独立行政法人等の全182機関のうち、170機関が全面実施（平成30年度）。

1. 行動計画の策定状況（平成30年3月末日時点）

- 行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者301人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で**99.6%**。（義務対象企業数**16,099**社中、届出企業数は**16,034**社）
（※行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業（常時雇用する労働者300人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は**4,568**社。）

2. 女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況（平成30年4月末日時点）

- 女性の活躍状況が優良な企業の認定状況は、全国で**587**社。
うち、3段階目は**396**社、2段階目は**188**社、1段階目は**3**社。



3. 女性活躍推進企業データベースの掲載状況（平成30年6月8日時点）

- 女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は **9,197**社。一般事業主行動計画を掲載している企業数は**11,079**社。

➡ 各企業において策定された一般事業主行動計画に基づく着実な取組や認定取得、情報公表が進むよう支援していく。また、努力義務である、中小企業においても、法に基づく取組がなされるよう支援していく。